

平成 29 年 4 月 1 日

藤田医科大学利益相反マネジメントポリシー

藤田医科大学利益相反委員会

藤田医科大学（以下、本学という）においては、個人の尊厳と人格の尊重を理念とし、社会の理解と信頼を得て、産学官連携活動を含む研究等の活動を活発かつ適正に推進するために、利益相反マネジメントを実施する。

（利益相反）

研究等の活動に係る利益相反は、研究等の活動を実施する者が、実施する研究等の活動によって得られる利益あるいは責務と、良識に基づく教育・研究等の実践者としての大学人の責務又は最善の医療を提供する医療従事者としての責務等が相反する危険性を伴う状況をいう。研究等の活動の実施にあたって、不可避的に生ずることが多く、適切にマネジメントすべきものである。

（利益相反マネジメント）

本学の利益相反マネジメントは研究等のすべての活動を対象とする。利益相反について、すべての研究者等が年 1 回の申告を、人を対象とする医学系研究および他のマネジメントをする活動では適宜申告を行い、利益相反委員会が審査および必要な助言や指導を行い、その透明性を確保して適切な管理を図る。

（利益相反委員会）

本学の利益相反委員会は医学・医療の専門家等、倫理学・法律学の専門家等、および、本学に所属しない第三者で構成され、中立的な立場で審査を行う。

（申告事項）

申告事項は、研究等の活動に係る企業や営利を目的とした団体からの申告者および生計を一にする配偶者と一親等の親族への経済的な利益関係である。たとえば、役員・顧問職の有無と報酬額、株の保有とその株式から得られる利益（株式（公開・未公開を問わない）、出資金、ストックオプション、受益権等のすべてを含む）、特許権使用料として支払われた報酬、会議の出席（発表）で拘束した時間・労力に対して支払われた日当、講演料などの報酬、パンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料、治験・共同研究・受託研究などの研究費、奨学（奨励）寄付金、寄附講座、研究員の受け入れ、機器の貸与、その他の研究等の活動とは無関係な旅行・贈答品などの受領を含む。

（個人情報保護）

申告された個人情報は利益相反委員会で厳格に管理され、利益相反マネジメント以外に使用されない。